



令和7年度 政策提言書

— 市民が幸せを実感できる静岡の実現へ —

令和6年11月11日

令和 6 年 11 月 11 日

難波喬司市長

静岡市議会 創生静岡代表 白鳥 実
創生静岡 議員一同

令和 7 年度当初予算への政策提言

令和 6 年度は、静岡市第 4 次総合計画のスタート、また、難波喬司市長就任から 2 年目でした。2 月の市長施政方針演説では市政運営について、行政経営との認識の下「経営目的・目標の明確化」、「実行計画の策定」、「継続的な意思決定」、「計画を実行に移し、結果を出すこと」が重要であると指摘し、「政策形成」「政策執行」の観点から、これまでの市政の分析・評価を示しました。人口減少の現状を他市・本県との比較から強い危機感が述べられ、今日までの政策執行の課題では、「これまでの延長上の市政運営では、通じない」との認識が示されました。また、世界の経済社会環境は、DX・GX など、大きな変革期であるなか市政の具体的な変革の必要性が述べられた上で、本年は、将に、「市政変革元年」であり、「政策執行の 4 つの基本的考え方」—「根拠と共感に基づく政策執行」「利益を生み出す部門への投資」「財産の有効活用」「子育て・教育環境の充実」に全身全霊を込めて取り組んできた市長の政治姿勢には、市政に重要な行動指針を示しつつあると創生静岡は高い評価をしております。

一方、昨年度の提言では、健全な市政運営の推進を始めとする 6 項目を柱とした内容では 16 本の重点要望を行うと共に、新たな人口目標の設定の 必要性を提言しました。更に、まちづくりの目標として掲げた「世界に輝く静岡の実現」を「静岡市民が幸せを実感できる静岡の実現」と改変すべきこと。市民が求める「人への投資」を総合計画の中心に据えることを提示しました。今回新年度への提言書を作成するにあたり、前年度要望の進捗状況を当局に確認するとともに、各要望への当局の考え方を確認しました。その上で、会派での各事業への成果に基づく評価を行い、新年度への提言の作成に取り組んできました。

新年度予算編成に際しては、中期的財政見通しを捉えると共に、市長の基本姿勢である『論理と根拠に基づき実行方法を考え、分かりやすく社会に提示し、地域社会や市民の共感を得て実行する「根拠と共感に基づく政策執行」』を推進することを強く要望するものです。

各部局職員が本提言書の趣旨を十分ご理解頂き、力強く事業推進に邁進し、市民の福祉向上に寄与するようお願いし、本年度の提言書と致します。

目次

I.	健全な市政運営の推進	1
1.	行政改革の推進	1
2.	財政改革の推進	2
II.	安心安全なまちづくり	4
1.	危機管理の強化	4
2.	土砂災害防止	4
3.	静岡市浸水対策推進プランの機動的な取り組み強化 (重点要望)	5
4.	非常備消防団員の確保対策の充実	5
III.	子ども子育てのしやすいまちづくり	6
1.	子ども・子育て支援の促進	6
2.	学校関連施設の環境整備の促進	6
3.	児童・生徒への支援の拡充 (重点要望)	7
4.	教職員の多忙化の解消	7
5.	情報化社会への対応	8
6.	インターナショナルスクールの整備	8
IV.	賑わいのあるまちづくり	9
1.	移住定住施策	9
2.	観光交流	9
3.	歴史文化施策	9
4.	海洋文化	10
5.	地域スポーツの推進	11
6.	高等学校応援団フェスティバルの全国大会推進事業への支援充実 (重点要望)	11
7.	公園整備事業	11
8.	有度山の活用 (重点要望)	12
9.	中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり	12
10.	公共工事・物品購入の地元業者への発注	12
11.	ものづくり政策の推進	12
12.	中心市街地・商店街の活性化 (重点要望)	13
13.	農林水産業の振興	13
14.	中央卸売市場	14
V.	健康長寿のまちづくり	15
1.	市民の命を守る体制づくり	15
2.	障がい者雇用への取り組み	15
3.	高齢者福祉への取り組み	15
VI.	持続可能なまちづくり	16
1.	人口減少対策	16
2.	治会活動の全般的な見直し	16
3.	環境政策	16
4.	中央新幹線南アルプストンネル建設工事への対応	17
5.	オクシズ的环境保全	17
6.	緑あふれる都市の形成	17
7.	住環境の整備について	18
8.	JR 静岡駅南口の再整備 (重点要望)	18
9.	大谷・小鹿地区まちづくりの推進	18
10.	総合交通ビジョンの実現	18
11.	道路整備	19
12.	河川整備	19

I. 健全な市政運営の推進

1. 行政改革の推進

- (1) 事務事業評価について、事業によっては数値目標のみならず、事業を行った結果や成果を評価基準に反映するよう求める。各担当課においては、結果や成果を踏まえた検証を行い、課題に対する取り組みの検討を行うこと。
- (2) デジタル化の推進：情報セキュリティチェックを定期的に行うと共に各部単位に専門性の高い職員の育成に努め、令和5年度中に作成した「デジタル人材育成方針」に対応したDX技術の職員全体のレベルアップに取り組むこと。
- (3) 女性管理職員の育成：「女性活躍社会」の時代に入り、多くの分野で女性の視点が重要視されている。本市でも女性割合が増加していることは希望だが、行政機構の女性管理職不足は、大きな損失と考える。今後は、その必要性を研修等に取り入れ、引き続き目標値の達成に努めること。
- (4) 戦略広報：行政の情報を如何に市民に伝えるか。市民にまず関心を抱かせる対応が求められる。また、世代間の伝達方法の違いへの対応も求められている。静岡市が優れている点・恵まれている点などの発信力が弱い事も懸念される中で令和6年3月1日に市公式ウェブサイトがリニューアルされた。市公式ウェブサイトはインターネット上で、広く誰もが見ることができる。市公式ウェブサイトを積極的に活用して、市の施策や事業をわかりやすく発信するなど、戦略的広報をさらに推進していくこと。
- (5) コンプライアンスの推進：内部統制については様々な事故が発生した。管理職である局・部・課の責任者の資質が大きく影響する。職員研修を行うと共に、管理職の資質向上に取り組むこと。
- (6) 「政令指定都市市長会」・「地方と国との協議の場」等地方自治に関する情報を速やかに、各関係部署に還元するとともに、議会への情報提供に努めること。
- (7) ワークライフバランスの実現
市役所が率先してワークライフバランスを実現すると共に、市職員の誰もが能力を最大限発揮し、いきいき働くことができる職場づくりを推進すること。
 - ① 年間の時間外勤務時間数 360 時間を超える職員数は昨年度 330 人との事。0 人を目指すという目標に対し今後も所属長の管理のもと、勤務時間の短縮に努めること。
 - ② 職員一人当たりの年次有給休暇取得率 70%以上の目標に対し昨年度は 74.5%であった。今後も更なる取得率向上に取り組むこと。
 - ③ 男性の育休取得率は昨年度 47.7%であった。今後も所属長の育児フォロー面談の実施などの取組みにより、育休に対する認識向上に努め取得率 50%以上を目指すこと。
- (8) 指定管理者制度の見直し
 - ① 民間ノウハウを活かし市民サービスの向上を促すよう、時代の変化や市民ニーズにあわせ柔軟に対応できるよう制度を見直すこと。
 - ② 指定管理者の評価についてその内容（評価基準値・評価委員等）を他市の状況を参考に見直すこと。

- ③ 指定管理者としてさまざまな団体が参入できるよう、指定管理者の公募の割合を増やすよう努めること。(政令市の平均が約70%であるのに対し、本市の割合は約30%)
- (9) 現状、本市の区役所は予算編成などの権限が極めて小さい。各区の住民ニーズに見合った施策を区役所が主導して展開していくことも重要である。
 - ① これまでの「小区役所制」のあり方について再検証を行なっていくこと。
 - ② 「区の魅力づくり事業」について充実を図り必要な財源の確保に努めること。
- (10) 清水庁舎
今後20年から25年を目途に耐震性能の確保を始めとして、大規模修繕を施し活用する方針が示された。一方今年度末には改めて、「大規模修繕か建て替えかの市の方針が決定される」との事であった。また令和6年度には「津波避難ビル指定解除」の方針のもと地域防災への変更が示されるなど、清水区民にとっては右往左往する方針変更がなされてきた。多くの区民が不安と不満を感じている。
 - ① 津波避難ビルの指定解除については、収容人数だけではなく実態に即した代替施設を早期に指定すると共に、近隣住民の理解を得られるように十分な説明を行うこと。
- (11) 由比庁舎の利活用について
由比庁舎は由比町の中心部に位置し、由比交流センター、由比生涯学習交流館に隣接するなど、好位置にある。現在、庁舎1階の会議室を除き埋蔵文化財の保管庫として使われている。由比地区のコミュニティ施設については、合併前の旧清水市、旧蒲原町に比べ由比町は貧弱との指摘もある。交通安全や防災、地域活性化を目的とした団体など、活動を目的とする会合、活動のための資器材などの保管場所に窮している。
 - ① 由比庁舎については地域活性化の活動やコミュニティ活動の核としての活用を望む声が高まっている。耐震補強もされていることから、埋蔵文化財の整理を早急に行うとともに、地域コミュニティ活動の拠点化についての検討を含め、有効利用について早期に方針を決める事。

2. 財政改革の推進

- (1) 資産マネジメントの推進について今年7月にアセットマネジメント基本方針を、社会共有資産活用基本方針に改め、市有資産および民間資産を社会共有資産として捉え、資産マネジメントを推進すると示されている。資産の有効活用へと具体的な成果をあげるように要望する。
- (2) 令和5年度は、経常収支比率が前年より0.3%改善92.8%となったが、90%台前半で高止まりし、硬直化の傾向は継続している。又、物価高騰も市財政に大きな影響を与えることが想定される。今後は、清水庁舎の大規模改修・市民文化会館の大規模改修・アリーナ建設等大型事業も予定される中、各年度68億円～81億円の財源不足が生じる見込みである。
 - ① ふるさと納税の目標達成など財源確保に向けた取り組みを推進すること。
 - ② 今後計画されている大型公共事業については、その必要性を「根拠」に基づく市民への説明を行うことにより、理解と共感を得る中でその推進に努めること。また、

事業に係る財源については、民間投資を呼び込む魅力ある計画を基本とし、行政と民間との役割を確立しその推進に努めること。

- (3) 市債の管理について監査委員より、令和5年度は災害対応により災害復旧事業債残高が52.4億円増加する中、市債残高は25.3億円の増加にとどまった。3次総における歴史文化施設建設事業などでの市債借入れがあるが、現状では、大規模事業推進と市債の借入抑制とが両立しているように見える、との指摘であった。今後は、4次総に位置付けた大規模事業が予定され投資的経費の増により市債発行が見込まれる。費用対効果、PFI事業等課題を踏まえた大規模事業推進と適正な市債管理に努めるとともに、市債発行に際しては、交付税措置が手厚い市債を選択するよう努めること。

(4) 清水庁舎

清水庁舎については令和5年度に実施した第三段階目の診断によって、津波避難ビルの指定解除と庁舎機能を再編する方針が示された。市民の安全、安心を求める姿勢と、危機管理は拙速が肝要との考えも理解できる。しかし、その根拠については十分な根拠と共感が必要である。

- ① 耐震指標値による評価が清水庁舎に適切か否か、構造的準拠基準を含め有識者や設計事業者を確認し整理すること。
- ② 整備方針の変更が想定される場合には、早期の構造の専門家を含む整備検討委員会等を設置するとともに、必要な市民意見の聴取を行うこと。

(5) 静岡庁舎新館の耐震診断と耐震化

災害時の中枢機能を担う静岡庁舎においては、令和5年度に長周期地震動対策調査を行ったが、清水庁舎とは建物の高さや立地基盤面も異なる事から、前提となる地震波については最悪の条件を考慮し補強案の検討を行うこと。

II. 安心安全なまちづくり

1. 危機管理の強化

- (1) 危機管理情報のデジタル化と市民共有（重点要望）
 - ① 市民が身の回りの被害情報の送り手となるほか、収集、集約した災害関連情報を、一元的かつ総合的に情報発信できる静岡型「災害時総合情報サイト」を早期に構築するよう取り組んでいくこと。
 - ② 議会側からの情報を共有できる双方向のシステム化を構築すること。
- (2) ソフト面での災害対応
 - ① 災害発生時に協定締結団体や事業者が速やかに作業に入れるように、日頃より連絡体制の構築や協定内容の確認、アップデートを図ること。
 - ② 土砂災害や河川の氾濫等、風水害を想定した訓練は、一部の地域で実施されているが、訓練を拡充していくこと。
- (3) ハード面での災害対応
津波災害警戒区域の指定に伴い、防潮堤の整備が急がれる。区域内の安全性向上にとって重要な事業であり、早期実現に向けて引き続き県への要望に取り組むこと。
- (4) 地区支部活動拠点（交流館・交流センター）の強化
生涯学習交流館は災害時の地区支部拠点として避難者を受け入れる施設となるが、開館については館長、もしくは地区支部員が行うことになっている。大規模地震発生時にも円滑に避難者を受け入れるため、自治会や自主防災会との調整を行うこと。

2. 土砂災害防止

- (1) 急傾斜地崩落防止事業
現在、市内に100ヵ所近く急傾斜地崩壊対策箇所が存在する。近年の豪雨災害ではこれまでにない土砂災害が毎年の様に起こっている。危険箇所が分かっているのであれば最優先で取り組むべきである。県への予算拡充を強く求めると共に、県市連携して工事箇所を増やし、早期に崩落防止事業を完了させること。
- (2) 盛土規制の対象となる建設発生土等の安全確保と土砂災害対策について
 - ① 国の盛土規制法により、安全に盛土等を行う基準が示された。今後は森林法等他法令と連携を図ることで、違法盛土に対する規制や監視を厳しくする。一方、市内で建設発生土最終処理地が不足し、他市への搬出を余儀なくされているが、他市処理地においても残容量がひっ迫しているため、受入量等に制限がかかり、工事の進捗に影響が出ている。そこで、市内に民間の建設工事も視野に入れた建設発生土置場の最終処理地確保に取り組むこと。加えて、県の盛土条例改正について、経済的かつ効率的な運用を図れるよう、環境面についても県と調整すること。
 - ② 令和6年度、調整区域の手引きの見直しを行った結果、企業立地への新たな方向性が示された。引き続き、市民生活向上に繋がる企業立地を進めるとともに、企業用地等の開発による建設発生土受け入れ等を官民連携して進めること。

③ 令和5年8月に発生した諸子沢地内の地すべり災害について、市民の生命と財産を守るため、県と連携して諸子沢地内の地すべり防止対策を進めること。

(3) 治山事業の推進について

河川流域の山腹崩壊は大量の立木が流出し大小河川の氾濫を甚大にする。治山事業の実施主体である静岡県（中部農林事務所）と連携し、治山事業を推進するとともに、治山事業に採択されない、比較的小規模な災害については、市単独事業により二次被害の防止に努めていくこと。

3. 静岡市浸水対策推進プランの機動的な取り組み強化（重点要望）

(1) 令和4年台風第15号における浸水被害の要因分析や検証作業の結果を踏まえ、改定を予定している現行の浸水対策推進プランまたは、次期計画に反映させること。

特に、秋山川や常念川など、令和6年台風10号で水害が発生した箇所対策実施については、関係機関や地元自治会等との連携を図ること。

4. 非常備消防団員の確保対策の充実

(1) 現状、消防団員数は条例で定める定足数を満たしていない。地域消防の充実を図るため、消防団員の確保に努めること。

(2) 消防団員が担う報告業務や情報伝達等の手順の見直しやデジタル化を推進し、団員の負担軽減に努めること。

Ⅲ. 子ども子育てのしやすいまちづくり

1. 子ども・子育て支援の促進

- (1) 保育士の確保においては長時間労働と低賃金と公私の支給額の格差が問題になっている。子供の保育環境の確保をするため待遇改善、保育補助者の増員に進めること。
- (2) 「静岡市保育士・保育所支援センター」における潜在保育士と保育事業者のマッチング、就職支援研修等を継続、強化する事。保育教諭の確保においても労働環境と賃金の改善を進めること。
- (3) 本市の人口減少の動向を踏まえ、市立こども園の配置適正化に取り組むこと。
- (4) 児童虐待防止へ児童相談所の体制強化について、児童福祉司及び児童心理司の増員、警察との更なる連携を図り、児童相談所の体制強化を推進すること。
また、福祉事務所や医療機関、教育機関と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応を行うこと。
- (5) 青少年育成活動の充実と活動拠点の整備について
清水区内の青少年団体は近年加入者数の減少に直面しているが、長年培われた指導方法や技術は青少年の健全育成にとって有効なカリキュラムを数多く有している。加入者数の減少については社会情勢の変化など様々な要素が考えられるが、本市においては活動拠点の減少が理由の一つとしてあげられている。青少年育成活動の充実については市としてその必要性を明確にするとともに、活動支援の一つとして市所有の施設が十分に活用できるよう使用時間等の条例変更について検討する事。
 - ① 青少年育成課を中心として関係各課と十分な連携を図ること。(下記の二点は一例として考慮されたい)
 - ・船越生涯学習交流館は再整備が進む清水船越堤公園に隣接し、青少年活動の拠点としての有効活用が期待できる。同交流館の利用は施設条例によって9時から21時30分までとなっている。関連するその他の条例を整備することによって宿泊訓練可能な施設とする。
 - ・三保真崎グラウンドゴルフ場は三保ユースホステルの跡地を活用して整備された。霊峰富士を借景にした静穏な内海は、青少年活動の拠点としての有効利用が期待できる。同施設の利用は施設条例によって8時30分から17時までとなっている。施設条例を改正整備することによって野営訓練可能な施設とする。

2. 学校関連施設の環境整備の促進

- (1) 学校施設について
 - ① 本市における市内小中学校におけるエレベーター設置割合は、全国平均を大きく下回っている。現在、葵区城内中学校にエレベーターの設置を進めているところであるが、駿河区の中学校にはない。駿河区における小中学生で不自由を抱える生徒がいるか調査を行い、必要に応じてエレベーターの設置をすること。
 - ② 出入口等の段差が解消されていない学校については、早期にスロープ等の設置を進

めること。

- (2) 本市の校舎トイレリフレッシュ事業の洋式化率は 6 割を超えており全国平均を僅かに上回っている。しかし、小学校入学時には和式トイレの使用法も分からない子どもも多く、早期の改修が求められており、スピード感を持って推進すること。
- (3) 学校プールは老朽化が進み、財政的にも教職員にとっても負担となっている。プールの在り方について、公営プールの活用や民間への委託など実証実験を重ね、早期に検証し、本市の考え方を示すこと。
- (4) 小中一貫校化に伴い、廃校の利活用が課題である。
交流拠点の整備、観光振興、子育て福祉、地域産業の活性化など、全国他市町村の先進事例を参考に、本市の保有する資産である廃校の有効活用を早急に行うこと。
- (5) 通学路の安全対策は局間連携を強化し、地域・学校と連携して迅速に進めること。
- (6) 学習環境について
 - ① 小学 1 年生は重すぎる荷物に日々苦勞している。できる限り、教科書や学習用など児童生徒の持ち帰る荷物を減らすこと。
 - ② 児童の学習用端末の内容を親も共有できるようにすること。
- (7) 静岡市番町市民活動センター内にある「静岡市特別支援教育センター」では、幼児の特別支援への相談や特別な教育支援を必要とする子供たちへの取組みを行っている。一方、環境面では IT 活用による教育が求められる中、Wi-Fi 環境が整っておらず、その必要性が指摘されている。現状を把握し早急な Wi-Fi 環境整備を行うよう要望する。

3. 児童・生徒への支援の拡充（重点要望）

- (1) ヤングケアラー、貧困など困難を抱える生徒への対応として、スクールソーシャルワーカーの拡充を図り、福祉等の関係機関との連携や情報共有を適切に行なうこと。
- (2) 不登校をなくすための、多様な生徒を受け入れる包摂性ある学校づくりとともに、不登校となっている児童生徒に対しては、教育機会確保法に定められている行政の積極的な取り組みが求められる。フリースクール等の民間の取り組みとも連携し、孤立化を防ぎつつ誰ひとり取り残さない教育機会の確保を図っていくこと。
- (3) 児童生徒をめぐる貧困、いじめ、家庭内暴力、性被害、自殺企図などに対する様々な支援については、SNS を活用するなどし、潜在的に支援を必要としている児童生徒に積極的にリーチする取り組みを行うこと。

4. 教職員の多忙化の解消

- (1) 教職員が本来の職務に専念できるよう、仕事の内容を精査し、校務支援システムの更なる活用と適切な運用により多忙化の解消を進めていくこと。
- (2) 部活動の指導等については外部顧問等を導入し、部活動指導における一部業務を地域人材が担う体制に進めて頂いているが、外部顧問への報酬委託料が安すぎるといった声を聞く。労務時間にあつた適正な費用負担をすること。

5. 情報化社会への対応

- (1) SNS等における誹謗中傷やいじめ、児童生徒が被害者となりうる有害情報への接触など、情報化社会における様々な問題への対応のため、以下の取り組みを行うこと。
- ① 情報化社会で適正な活動を行うための基本的な考え方と態度を学ぶ「情報モラル教育」の推進。
 - ② 悪意ある情報や有害情報から自身や周囲の人の身体・財産・名誉を守るための「メディアリテラシー教育」を推進すること。
 - ③ 民間企業・団体等との連携体制を構築すること。

6. インターナショナルスクールの整備

- (1) 海外から外国人人材を誘致するにはインターナショナルスクールが不可欠である。
- ① ただの語学学校ではない国際的にニーズの高い国際バカロレア認定校の誘致を目指すこと。
 - ② 一方で、一条項が壁になり義務教育違反になってしまうので、教育特区の申請を検討すること。
 - ③ その上で、静岡市に来たいという企業が多分にあると伺っている。学校法人を誘致するのか、公教育で行うのか、早期の検討を重ねインターナショナルスクール誘致に取り組むこと。

IV. 賑わいのあるまちづくり

1. 移住定住施策

- (1) 久能小学校は大谷小学校との統合により閉校となる。今後、市街化調整区域である久能地区はこのままでは定住人口の減少に歯止めがかからない。
 - ① 久能に住む子どもたちが安全・安心に大谷小学校に通学できる様に支援すること。
 - ② 久能地区の観光機能を充実させ、若者が移り住める地区にすること
 - ③ 市街化調整区域の規制については住民の意見を聞き、改善すること。

2. 観光交流

- (1) 大浜プールの利用料金について
これまで70年間入場料無料で利用することができた。民間運営になり利用料金収入により運営する訳であるが5市2町からの来場者を想定している。市内の利用者に対して、減免や無料券の配布を行うなど静岡市民向けのサービスを実施すること。
- (2) 清水区両河内地区の整備について
 - ① 西里キャンプ適地は連日多くの市民が利用している。しかしトイレは汚く、和式に加え、男女が同じトイレを利用しており、衛生的にも公衆的にも課題が多い。男女別トイレにすることや洋式トイレにするなど環境整備に努めること。
 - ② 両河内スマートICの整備を早期に取り組むこと。
- (3) 新サッカースタジアムの建設計画について
検討委員会で候補地とされたENEOS所有地での実現に努めること。清水区のまちづくりについては、複合型サッカースタジアム構想を中心に検討を行うこと。
- (4) アリーナについて
アリーナ基本計画を策定する中で、「地域住民をはじめ、市民の皆さんの意見を伺いながら事業化を判断していく」との市の対応が示された。アリーナ建設は大規模な事業になることから、必要性について市民、特に周辺住民に対する説明理解を深めると共に、課題については、議会への情報公開を行うこと。

3. 歴史文化施策

- (1) 世界文化遺産 構成資産の三保松原について
増加傾向にある外国人旅行者への交通手段の充実と情報発信に努めること。
- (2) 埋蔵文化財の整理と活用について
埋蔵文化財の発掘調査では通常、土器、石器、瓦などたくさんの遺物が出土する。これらは文化財保護法にのっとり、都道府縣市町村各自治体で収蔵・保管、有効活用することが義務付けられている。埋蔵文化財は現在、横砂の埋蔵文化財センターと、由比庁舎および駐車場棟で収蔵管理しているが、横砂の埋蔵文化財センターはすでに満杯、由比庁舎についてもすでに保管スペースの9割が埋め尽くされ、パンク寸前となっている。
 - ① 埋蔵文化財の保管については、由比庁舎の活用検討が始まっていることから、新た

な保管先を早急に見つけること。

- ② 担当職員は新たに発見された文化財の分類に追われており、過去の文化財の整理まで十分手が届いていない。市が保管している埋蔵文化財のスリム化のためにも、適切な分類整理を行うこと。

(3) 歴史文化財の活用について

- ① 2016 年から進められた駿府城跡天守台発掘調査では、江戸城を超える巨大な天守台として日本の城郭史にとって重要な発見となった。その後、一般公開されて市民の認知度は大きく進展してきた。一方、今後の天守台再整備に向けた方針が不透明の状態である。天守台の保存方針を早急に確立し、今後の天守台再整備に向けた方針の検討に取り組むこと。
- ② 「静岡市歴史博物館」野外展示・駿府城公園東御門・巽櫓等・歴史文化施設と駿府城エリアを一体的に捉えた、フィールドミュージアムを起点とした市内観光が浸透していない。クルーズ船への PR、静岡駅における「観光案内所」での PR、首都圏、海外への映像案内など関係部署と連携した取り組みを強化すること。
- ③ 静岡市歴史博物館の目的検証を今一度検討し、企画への反映を検討すること。また、入館目標設定を観光としての目標、研究・研修としての入館者を整理し設定の検討を行うこと。有料入場者の増加には、企画展の魅力づくりが重要となる。収支バランスを重視した運営に努めること。
- ④ 静岡に繋がる重要人物「徳川慶喜公」の偉業に焦点を当てること。慶喜公顕彰を行い歴史博物館で取り扱うと共に、銅像の建立に向けた検討を行うこと。

(5) 市所有の美術工芸品の整理と活用について

美術工芸品は、地方自治法第 237 条第 1 項において、公有財産、債権及び基金とともに「財産」と位置づけられている。また、地方財政法第 8 条により「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

- ① 市が所有する美術工芸品については早急に調査し一元管理する事。
- ② 可能な限り有効に展示し市民に鑑賞の機会を提供すること。

4. 海洋文化

(1) (仮) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業について

海洋文化のまちづくりについては、国際海洋文化都市のブランド化、にぎわい創出、海洋研究・教育やそれらを担う人材育成等が期待できる。その一方で、研究・教育部門を実質的に担うとされてきた東海大学との関係後退、また、工事関係費や維持管理費の増高など、本市が同事業を行う目的、本市財政に与える影響が懸念されている。

- ① 今後、見直しを迫られる事業内容、建設、維持に関する諸経費については、早期に議会（市民）に情報公開し理解を得る事。
- ② 周辺開発については未だに明確な事業計画が示されていない。県や関係企業等と連携し早期に具体化すること。
- ③ 海洋文化都市普及促進事業については、施設建設と並行して十分な活動を行うこと

- (2) 清水港長期構想「スマートガーデンポート」の実現に向けて取り組むこと。清水港は重要港湾としての機能を有するが、眺望も良く、穏やかな海面である。景観や自然環境を活かしたマリレジャーや水辺の空間を活かした取り組みを進めること。
- (3) 清水港を中心とした駿河湾の文化と人の交流、そして海洋資源・巨大地震への調査研究は国際的港を有する本市において重要である。そのため、みほしるべや各種商業施設、東海大学など、現状の施設を活用し相互交流による清水港地域全体の価値を高めていくこと。
- (4) 清水港は「深海探査船ちきゅう号」の母港である。県の清水港港湾計画に連携し、(独)海洋研究開発機構(JAMSTEC)と東海大学と共同し、世界にも通用する研究機関の創設に取り組むこと。

5. 地域スポーツの推進

- (1) ホームタウンチームへの支援強化
本市においてはエスパルスを始め、ベルテックス、ジェード、くふうハヤテなど多くのプロスポーツが存在する。地域に根差し、市民に応援されるプロチームとなるよう支援をしていくこと。
- (2) 東静岡アート&スポーツ広場について
利用者が市内外から訪れていることは喜ばしい事である。一方、当エリアの活用は、アリーナを中心に検討されていく事となり、スケートボード利用者の活動場所も含まれてくることから、新たな練習施設の検討を行うこと。
- (3) 障がい者スポーツは、スポーツに苦手意識を持つ子供や高齢者等も参加可能で障がいのある人もない人も共に実践できるスポーツとしての可能性を持っている。保健福祉長寿局で実施する障がい者スポーツ教室は、開催回数を増やすなど事業を拡充し、SDGsの観点からも、障がい者スポーツを本市の重点施策として位置付けること。

6. 高等学校応援団フェスティバルの全国大会推進事業への支援充実（重点要望）

- (1) 「高等学校応援団フェスティバル」は第13回を数え、県内外の注目を集める実績を整えてきた。日頃、脇役を務める高等学校応援団の熱き姿を静岡から全国に発信することは、高校生の文化の発信に大きく寄与するものであり、本市を「応援団のメッカ」とまで押し上げ、全国大会への機運も高まっている。また、「静岡おでん祭」や「富士山コスプレ世界大会」と並び、本市の魅力づくりに寄与する事業として発展してきた。今後も実行委員会の活動に寄り添い、各事業の下支えとして現在の補助金維持に努めること。

7. 公園等整備事業

- (1) 名勝日本平の価値と魅力を高める為、日本平夢テラスの活用や物販機能の充実を含めた周辺整備を図ること
- (2) 城北公園の再整備について（重点要望）
 - ① 民間事業者の選定にあっては透明性を持って取り組むこと。
 - ② 併せて、花時計や池など公園全体のレイアウトを見直し、開かれた遠方から人が来

たくなる特色ある公園整備に務めること。

- ③ 地区公園から拠点公園に変更し、広域的に市民に親しまれる、利用される公園とすること。

8. 有度山の活用（重点要望）

- (1) 有度山全体の土地活用。面積は600万坪。景勝日本一。静岡清水の市街地に匹敵するほどの面積の多くが荒れている。有度山は県立自然公園法や風致地区、調整区域など様々な規制はあるが、政令市であればこそ規制改革に取り組むべきである。35年前、静岡県・旧静岡市・旧清水市で作られた「有度山総合整備計画」に基づいて、有度山の自然環境を活かした観光宿泊業や自然体験事業など将来につながる開発を実現すること。

9. 中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり

- (1) 中小企業は、本市経済の原動力であり、静岡市中小企業・小規模企業振興条例を基本に中小企業経営者と行政関係者、金融関係者の政策協議の場を設けるなど、中小企業経営者の声を中小企業政策の企画立案および政策評価に反映させる仕組みを検討すること。
- (2) 企業立地促進に向けた、企業支援策を積極的に実施すること。また、企業誘致に向けた土地の確保、整備を進めるとともに土地利用に関する規制緩和を促進すること。
- (3) スタートアップ支援
官民共創を軸にした交流の場の整備、資金調達の積極的支援、各種手続きのワンストップ化、チャレンジングな実証実験が行える環境整備、情報発信の強化を行うこと。また、スピード感のある支援体制を構築するため、スタートアップに特化したコンソーシアムの設立を検討すること。
- (4) 企業誘致においては、進出及び移転を希望する企業のニーズに対し、開発許可等の規制が課題になる場合については企業の声に耳を傾け開発基準の見直し等に取り組むこと。

10. 公共工事・物品購入の地元業者への発注

- (1) 市の公共工事や物品購入、業務委託の発注については地元業者の積極的な活用を促進すること。
- (2) 本市が負担金や出資金を支出している国及び国の関係機関が実施する公共事業の発注においては、静岡市内中小企業の受注機会の拡大を図ること。
- (3) 官公需適格組合法を順守し、当該組合については発注機会の拡充に配慮すること。
- (4) 中小建設事業者対策
 - ① 建設業法の順守等による元請け・下請け関係の適正化を図ること。
 - ② 建設業の担い手不足に対応するため外国人を含む若者等の技術習得事業を念頭に、技能承継等に係る支援、専門学校等と地域建設業が連携した人材育成策の強化に努めること。

11. ものづくり政策の推進

- (1) 本市の製造業が国際競争力を維持していくためには、模型や金型など製造現場における

「ものづくり力」をさらに向上させていくことが重要であり、「ものづくり人材」の確保、熟練技能者の退職に伴う技能継承教育の推進、研究開発投資の促進、知的財産の利用促進などの支援事業の推進をすること。

- (2) 本市が誇る「プラモデル産業」を世界に発信する為に
- ① 等身大ガンダム立像を新幹線から見えるところに設置すること
 - ② タクシー業界と連携し、ミニ四駆ラッピングのタクシーを配備すること。
 - ③ バンダイの見せる工場、タミヤの施設、中心市街地など回遊性あるホビーのまちづくりに務めること。

12. 中心市街地・商店街の活性化（重点要望）

- (1) 青葉緑地の見直し
青葉緑地は本市の正面玄関である。人が憩い、賑わいを実感出来るように歩道・車道含め一体的な利用が出来る様、見直しを図ること。
- (2) 商店街の再整備
呉服町商店街、清水駅前銀座商店街は戦後まもなく建設され、出入り口が1階部分からという建物が多い。一方で2階以上の利用率が低いケースが多く見受けられてる。丸亀商店街のように商住一体となった商店街に向けた再整備の検討をすること。

13. 農林水産業の振興

- (1) 地産地消の推進
農業・林業・漁業の地産地消を推進すること。学校給食・各販売所において産地や生産者を明示すると共にその安全性を確保するための支援を具体化すること。
- (2) 茶どころ日本一計画推進事業について
- ① 品質の高い「静岡茶」の生産が継続できるよう製茶工場の機械の導入・更新を支援する「加工施設機械整備事業」を推進すること。
 - ② 静岡茶の海外販路拡大に向けた、有機茶栽培の普及啓発やマニュアル作成を進めること。
 - ③ 「援農ボランティア事業」のさらなる充実に努めること。
 - ④ 生産者が継続的に営農できるよう「茶園管理資機材導入事業」を推進すること。
 - ⑤ 国内外の消費者拡大・付加価値の創造に向け、生産者、JA、茶商と連携の上、戦略的にプロモーションに取り組むこと。
- (3) 農業に対する新たな支援措置の確立
- ① 令和4年の台風15号、本年の台風10号でも多くの農業基盤が被害を受けた。大規模自然災害における農業経営復旧が円滑に行えるように支援すること。
 - ② 高齢化や後継者不足による荒廃農地が拡大している。荒廃農地再整備の支援及び農地集約を進め、やる気のある農業者や法人の支援に努めること。
 - ③ 農地の集約化を推進し、利用したい、貸したい、売りたい、を取りまとめ合理的な土地活用が進むように努めること。
 - ④ 有害鳥獣対策についてはやる気のある農業者が被害防除しやすい様に、制度の見直

しを実施すること。

(4) 木材産業の活性化の推進

木材の地産地消、顔の見える木材による家づくりを促進するとともに、公共的建築物における地域材の優先使用・利用拡大を推進すること。

(5) 静岡県による大規模な土地改良事業が5地区で進められている。土地改良事業は農業振興において重要な事業であるため、着実に推進させること。

14. 中央卸売市場

(1) 静岡市中央卸売市場の経営改善に向けて、経営資源を整理し、健全な経営とすること。併せて、利用事業者からの未集金についても早期の回収を実施すること。

V. 健康長寿のまちづくり

1. 市民の命を守る体制づくり

- (1) 静岡病院、清水病院を中心とした地域医療体制の確立と機能拡充を図ること。特に清水病院については、清水地域の三病院の主導的立場を担い、他病院との調整を主体的に行い、地域医療体制の役割分担と拡充に努めつつ、健全なる財務体制の確立に取り組むこと。
- (2) 清水病院の回復期医療の充実に努める事。「リハビリ棟」創設に向けて、指針作りを早急に行い、基本構想策定に向けた対応を行うこと。
- (3) 「JCHO 清水さくら病院」については、協定に基づき医師確保に責任を持つとともに救護病院としての機能を維持できるよう努めること。

2. 障がい者雇用への取組

- (1) 障がいのある方が自立した生活を送ることができるよう就労支援体制を充実させると共に、雇用の促進を図ること。特に「障がい者優先調達促進法」については目標値を達成すること。
- (2) 地域生活の充実のため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、障害福祉サービス・補装具給付などの支援や給付の拡充に努めること。

3. 高齢者福祉への取り組み

- (1) 介護保険サービス利用者の増加に伴い、介護人材の必要性が高まっている一方、担い手不足が懸念されている。介護現場の実態や事業の検証を行い、就業促進を図ること。
- (2) 介護職員の就業条件の改善に、単価の引き上げ等国の報酬改正に向けて、積極的に要望活動を展開すること。

VI. 持続可能なまちづくり

1. 人口減少対策

- (1) 観光人口、交流人口の増加は否定しないが定住人口はその街の礎である。人口減少対策の推進として、
 - ① 生み育てやすい町の実現
 - ② 他都市から子育て世代を呼び込む施策の検討
 - ③ 若者・子育て世代の経済的負担の軽減策の実現に努めること

2. 自治会活動の全般的な見直し

- (1) 敬老事業費の見直しを実施すること。敬老祝い金の配布方法の早期見直し。敬老会事業の補助金の交付については実際に参加されている人数に対する実費額とすること。廃止も含め検討をすること。
- (2) 自治会業務の棚卸・調査を行い、負担軽減のため抜本的な見直しを行うこと。

3. 環境政策

- (1) 持続可能な社会を目指し、2050年カーボンニュートラル社会（循環型社会システム構築）に向け、太陽光発電やバイオマス発電等、再生可能エネルギーの活用に取り組むとともに、エネルギー消費量の削減を進めること。
- (2) 小中学校や体育館、生涯学習施設、公民館等の公共施設のゼロエネルギービル（ZEB）を強力に推進し、脱炭素社会移行の推進だけでなく、災害時・停電時の地域住民の命と暮らしを守ることに資するよう、取り組んでいくこと。
- (3) 西ヶ谷清掃工場の溶融スラグを建材としての活用のほか農林水産省から肥料としての仮登録を受けたことをうけ、農業への活用、藻場ブロックとしての実証実験の結果を踏まえ、今後の活用方法などを検討すること。
- (4) 駿河湾の環境保全について
 - ① 魚介類等への影響が懸念される海洋プラスチックごみについて、研究機関等と連携しながら、対策に着手すること。
 - ② 富士山の景観や清水港内の貴重な自然環境等の特徴を有する折戸湾及び沿岸については、特色を活かした保全・活用が図られるよう、水面を管理する県、沿岸の地権者、土地利用者、環境保全活動等の関係者と協議すること。
 - ③ 清水港湾内や三保半島周辺の水産資源を活用した観光振興策については、国や県など関係機関、民間事業者との連携を深めていくこと。
 - ④ サクラエビについては依然として資源の安定供給に課題がある。河川環境の変化の影響等も含めた生態の調査を研究機関や県等と連携し、持続可能な水産資源の保全に努めること。
- (5) PFAS（有機フッ素化合物）の問題をめぐり、本市市域内の化学工場で従業員の血液からの検出、大気中や敷地外水路への排出などが報道されている。

- ① 当該事業者に対して保有する情報の適切な開示を求めること。
- ② 土壌水質の調査と分析を速やかに行うこと。
- ③ 国、県と連携して対応に取り組むこと。

4. 中央新幹線南アルプストンネル建設工事への対応

- (1) 南アルプスの自然環境を後世の人類に継承していくことは本市の重大な責務であり、毅然とした態度で国・県・JR 東海との協議に臨むこと。
- (2) トンネル建設により富士川水系早川への流失が懸念される大井川の水資源について、発電水の取水抑制案などが示されているが、その場合も冬場の渇水期に河川流量の維持が困難であることは依然として大きな課題である。水資源の問題については、県および流域市町とも密に連携を行っていくこと。
- (3) 南アルプストンネル工事静岡工区で発生する 370 万立方メートルに及ぶ建設発生土について
 - ① 燕沢付近の多量の盛土が下流への災害や河川環境の悪化を引き起こさないよう、厳しく検証すること。
 - ② 藤島沢付近に永久存置する方向が示された自然由来の重金属を含む要対策土については、有害物質が下流域の生活用水に混入するような事態は絶対に許されない。市としても対策の徹底を求めること。
- (4) 南アルプスの高山帯の「生物多様性への影響」の評価は、前 2 項と比べても対応の困難性がより高い問題である。「沢周辺の水生生物・植物等の問題」、「高山帯の植物の問題」はいずれも不確実性が高く、十分な科学的知見が集積しているという段階ではない。生態系は失われてからでは回復が難しい。リニアトンネル工事の施工開始前の段階から適切な回避・低減措置、代償措置がなされるよう、JR 東海に対して強く求めていくこと。
- (5) 国道 362 号線に繋がる市道・閑蔵線は島田・金谷方面から南アルプスユネスコエコパークにアクセスする重要路線である。岸壁・狭隘な個所が多く拡幅改良事業には多額の財源と工事期間を要することから、トンネル建設が有効である。リニア新幹線建設計画を推進する中で、事業者 JR 東海に協力を要請すること。

5. オクシズの環境保全

- (1) 山間地の森林面積や立木量をふまえた木質バイオマス発電事業の開発促進を図ること。

6. 緑あふれる都市の形成

- (1) 公園施策について

日本平公園の夢テラスや麻機遊水地など、大きな公園整備は着実に進んだが、市民の生活に密着する身近な公園はまだ不足している。地域にとって公園は子どもからお年寄りが集う場となるとともに、避難地として重要な役割を果たす場であると考えられるため、街区公園などの公園整備を確実に推進すること。

- ① 公園の無償借地制度を更に推進すること。
- ② 公園のネーミングライツを導入すること。
- ③ 都市計画決定がなされている公園については、昭和 30 年代に都市計画決定したもの

の、事業着手されていない公園がある。実現可能性の検討を行い、実態に即した対応をとること。

- ④ 大規模公園整備にあたっては利用者の利便性や賑わいの向上に向けた駐車場、大型遊具、水辺、健康遊具などの整備に努めること。
- ⑤ 住民ニーズに対応した公園整備において必要に応じて条例改正を実施すること。
- ⑥ 公園内で利用料金が発生する場合、市内在住者への優遇措置を講ずること

7. 住環境の整備

(1) 空き家対策の強化

- ① 本市が新設した公社による子育て世帯子や若者世帯代へのサブリース事業について積極的に推進すること。
- ② 空き家・空き土地・空き店舗活用促進に向けての施策を民間などの機関とも連携して推進すること。

(2) 住環境の安心・安全への取り組み

個人住宅に対する耐震対策として耐震診断及び耐震補強工事の補助制度を継続すると共に「耐震診断」のPRを進めること。

8. JR 静岡駅南口の再整備（重点要望）

(1) JR 静岡駅南口の再整備

- ① JR 静岡駅南口再整備においては、周辺住環境が大きく変化することから周辺住民に丁寧な説明を行い、協働して取り組むこと。
- ② 駅前広場の再整備については、JR 静岡支社も含め一体的な再整備に努めること。
- ③ 駅前広場には駿河区の玄関口としてふさわしいシンボルを設置すること。

9. 大谷・小鹿地区まちづくりの推進

(1) 大谷まちづくり「宮川・水上地区」について

事業を前倒しで進めて行くには市からの補助金も前倒しで投入される必要がある。早期完成は固定資産税収入なども早期に市へ還元されることになるため柔軟に対応を進めていくこと。また、準工業地域として定める商業施設の上限面積であるが希望する企業が来られるように過度な規制を実施するものではないと考える。法の範囲内で適切に企業誘致を図ること。

(2) 恩田原・片山土地区画整理事業

- ① 企業誘致を推進するため、令和5年度に実施される補助制度を着実に実施すること
- ② 再生可能エネルギーや省エネの導入を進める企業については補助優遇措置を実施するよう努めること。

10. 総合交通ビジョンの実現

- (1) しずおか MaaS まちづくり推進協議会において、デジタル技術を活用した自動運転などの次世代交通の情報収集を行い、事業実施に向けて積極的に取り組むこと。

- (2) 市民の利便性向上のため、ライドシェアについても、国の動向を注視しながら研究を進めていくこと。
- (3) 公共交通事業者へ、サービスが向上するインセンティブを与えること及び地域NPO等への支援により移動困難者の利便性を確保すること。

11. 道路整備

- (1) 幹線道路の整備
 - ① 清水区における国道一号バイパスの立体化の早期完成に努めること。
 - ② 県道三ッ峰落合線と南アルプス公園線に仮称「県道トンネル」の早期開通に向けて事業推進を図ること。
 - ③ 事業決定されている都市計画道路については、用地のスムーズな取得に努めること。
- (2) 重要路線について
 - ① (都) 下大谷線整備の早期実現を図ること。
 - ② 国道 362 号の早期整備を図ること。
 - ③ (都) 日の出町押切線の早期実現を図ること。
 - ④ 国道 150 号久能拡幅の早期開通に向けた用地買収、早期整備に努めること。
 - ⑤ 並行県道が狭隘である(都) 日出町高松線の八幡工区の早期完工を目指すこと。
- (3) 道路整備
 - ① 都市計画道路の見直しについて地元意見を参考にし、早期に判断すること。
 - ② 中山間地の県道 1.5 車線の整備事業の推進をスピードアップすること。

12. 河川整備

- (1) 頻発する豪雨災害の対策として麻機遊水地を含めた巴川の総合治水対策に務めること。
- (2) 浜川の適切な改修と、令和 4 年度から実施されている流域治水プロジェクトに基づき、所管を超えて地域と連携をおこない水害防止に努めること。また、浜川等の市管理河川において、市民が WEB など豪雨時や津波発生時に遠隔監視ができるよう防災情報のデジタル化に努めること。
- (3) 巴川等、県管理河川においても津波遡上に即応した早期の津波対策を県と連携して実施すること。
- (4) 巴川に架かる 4 橋の適切な調査を行うこと
羽衣橋・八千代橋を除く他の 4 橋、港橋、富士見橋、萬世橋、千歳橋は老朽化が進んでおり、大規模地震発生時に構造物の機能に支障が生じる可能性がある。巴川水系流域治水プロジェクトとして県による河道掘削、掘削に伴う橋梁の架け替え・補強が予定されている区間であるが、対策実施までの期間、5 年に一度の近接目視だけではなくより詳細な調査をおこなうこと。
- (5) 安倍川河床の上昇については、25 年に策定された「安倍川総合土砂管理計画」に基づき、国県市が安倍川河床の上昇や海岸浸食を防止する土砂量など、必要なモニタリング結果を共有することで、堤防防護や大規模出水に備えた河床の掘削など、連携し対策に取り組むこと。